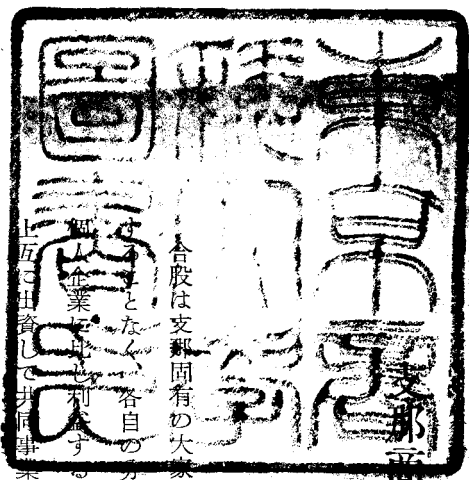


支那商事組合即合股の協同體社會性に就て

根 岸 侖



合股は支那固有の大家族制度に基礎を有し、家長の死亡に依り、數人の相續人が家産を相續するに當り、之を分割する事なく、各自の分前を股份即ち持分として、家業を繼續したことに淵源する。當初は兄弟・親族間に限られたが、個人企業を以て利人する所多いので、漸次朋友、同郷者、未知人間に弘まり、遂に中華民國に於て『合股とは二人以上互に出資して共同事業を經營することを約する契約を謂ふ』との規定を見るに至つた。支那に於ける大小の企業は合股組織に依るもの頗る多く、最近歐米資本主義が支那に輸入せらるるに及び、始めて株式會社なるものを採つたけれども、未だ支那の國情に副はないので、合股を壓倒すること出来ないばかりでなく、失敗するもの踵を接する有様である。然るに合股は資本主義經營の長所をも用ひ、大勢に順應して發展を遂げ、支那に於ける最も重要な企業組織となつて居る。

斯の如く合股は企業上支那に於て最も重要な地位を占めて居るから、之を研究するもの決して少くない。然し概ね一方面の研究に止まり、全象を捉へ得ない憾がある。臺灣私法やテリー氏は最も精密に合股を研究したものと云つて差支ないけれども、大體法律的方面の觀察に過ぎない。南滿洲鐵道會社の調査課を始め内外の合股に關する報告の多

くは經濟的方面の調査に屬する。未だ社會的方面から合股を研究したものが見當らない。倫理道德方面の研究に至つては殆んど問題にされて居らぬ。成程合股は營利を目的とする組合に相違ないけれども、其成員は支那固有の大家族に擬し、一店内に共同生活するものであつて、家長又は掌櫃的と名づくるものゝ統制の下に、各自の才能に應じて分業し、相互に扶合つて、合股全體の發展を期するものだから、少なからぬ協同體社會性を佩びて居る。此點を併せ研究せなければ合股の眞面目を知ることが出来ないものと信ずる。

第一 支那上古の社會と道德

一 支那社會生活

人間は社會的動物であるから、支那人も西洋人と同じく社會生活をして居ること言ふまでもないが、西洋人が個人を以て社會の單位とするに反し、支那人が家を以て社會の單位とするを異れりとする。周代の家は宗法即ち家族制の支配を受け、漢以降の大家族制と異り、寧ろ我國王朝のそれと類似した嫡長子相續の家長制に屬する。家は宗子即ち宗族長の統制を受け、宗族と利害休戚を共にし、假令居室を異にすると同財産を同うしたものである。儀禮喪服傳に『故有_二東宮_一。有_二西宮_一。有_二南宮_一。有_二北宮_一。異_レ居而同_レ財。有_レ餘則歸_二之_一宗。不_レ足則資_二之_一宗。』とあること以て徴するに足る。然し宗族は社會の單位でなく、家が其單位であつた。乃ち田賦徭役が家を單位として課征したばかりでなく、地方行政區劃も亦家を基礎として行はれた。地官大司徒の條に『令_二五家爲_レ比_一。使_二之_一相保。五比爲_レ閭。使_二

之相受^一。四閭爲^レ族^一、使^ニ之相葬^一。五族爲^レ黨、使^ニ之相救^一。五黨爲^レ州、使^ニ之相調^一。五州爲^レ鄉、使^ニ之相賓^一。』とある。

これに據れば五家の小團體から一萬二千五百家の大團體に亘り、吉凶慶弔、相互扶助、共同擔保を行つたものであつて農耕、教育、警察、軍事等諸般の事務まで人民が一致して遂行した譯である。此制度は政府の行政上の便宜から設置せられたものであるばかりでなく、各團體の長も亦政府の官吏であるから、醇乎たる地方自治と謂ふこと出来ぬけれども、其官吏は地方人民の推舉したものであり、人民自ら地方の事を經營したのだから、之を一種の地方自治と看做すものもある。それは兎に角此等は何れも家を基礎として結合し、宗族に擬した團體であると謂つて差支なからう。

英國の有名な社會改造家ロバート・フーエン氏は嘗て其理想社會を實現せんが爲め米國で『一致と協同の村』を創建した。フーエン式の村落は實に支那上古の哲人の理想社會に類似するばかりでなく、其自然村落も亦フーエン式の面影あつた。老子は其道徳經の終末に於て其理想社會の情態を説いて『國少さく民寡く、常人に十倍百倍する人材あつても、之を用ひない。住民は死を憚つて遠く徃らず、船車あつても乗る所なく、甲兵あつても使ふ所がない。人民は結繩の太古に反り、其地の食を甘しとし、其地の服を美とし、其居に安んじ、其俗を樂しむなど、自己の社會に満足して寸毫も他の社會に慾求する所なし、隣國と甚だ接近し、犬鷄の聲が聞へて居つても、老死に至るまで、相往來しない』と無數の世外の桃源郷を描いて居る。無爲自然を主とする老子に此説あること當然であらうが、禮樂刑政を尙ぶ儒教に於ても亦一脉相通じた説がある。禮記禮運篇に據るに『大道の行はるる世に於ては天下を公にし、賢能のものをを選び、政事を爲さしめ、國と國との和親を圖る。人々は其兩親のみに孝を盡すことなく、其子のみを慈しむこともない。老人には生涯を、壯者には仕事を、幼年には成人を保障し、矜寡孤獨廢疾のものは皆之を扶養する。男子

は其職業を有し、女子は其家庭を有する。財物は之を地に捨ててゐることを惡むが自己の慾望充足の爲めに貯へない。勞働は之を努めないことを惡むが自己の利益の爲めに努めない。利己的計畫は抑制せられ、盜難や叛亂は發生せず、家戸を外づして閉づることがない。是が大道の社會である』とある。梁啓超は此一段の内には民主主義あり、國際聯盟あり、兒童公育主義あり、老病保險主義あり、共產主義あり、勞働神聖主義あるものとして居る。

以上兩説は悠遠の理想社會を描出したと云ふに止まるが、實現の目的で古制から考へ出された理想郷もある。乃ち孟子滕文公篇に『郊外には井田制度を行ひ、方一里を一井とし、一井を九百畝に別ち、其中央を公田と爲し、八家に各々百畝の田を支給し、協同して公田を耕さしむる。死去したり、轉居することあるも、郷を離るることなく、同井に住むものは出入相伴ひ、警備相助け、疾病の場合互に扶持する。斯くして百姓親睦して生存するやうになる』とある。漢代の儒者は此説に次のやうな具體的註釋を加へて居る。『衣食共に窮すれば、堯舜自ら政事をして、盜賊をなくすること出來ず、貧富兼併することになれば、臯陶が法律を作つても、強者をして弱者を壓迫せしめないやうにすること出來ぬ。それで、聖人は井田の法を作り、一家五口に百畝を授け、八家で一井を形つくる。田の善惡に依り之を三等に分ち、適宜人民に分與し、田地と家屋を交換し、民力を平均する。民は部落に聚つて居住し、之を里と名くる。里の中央に校堂を作る。住民中耆老で高德あるものを選び、之を父老と名け、其辯舌あつて強健なるものを選び之を里正とする。皆二倍の田を與へ、馬に乗ることを許す。父老と里正は、住民の耕作や製衣を監督し、殊に父老は十月仕事の訖つたとき、校堂で訓育する。男子六十、女子五十になつて、子の無いものは、官で之に衣食を支給する。三年耕せば一年分の貯を爲し、九年耕せば、三ヶ年分の貯をするから、三十年耕せば十ヶ年分の貯がある。堯舜時代の

洪水や、殷湯時代の早魃があつても、住民に心配なく、世界に其業を樂まないものがない』とある。是れ亦理想社會であるが、其内實際に行はれた若干の制度も含まれて居る。支那上古の村落生活は之を詳に知ることは出来ぬが、其概畧を窺へないものでもない。乃ち古來支那に於て自然部落であると同時に行政區劃の根本的單位であるものを里又は社とも名けた。里は二十五戸乃至百戸位の村落であつて社と稱する土地神を祀つてある。春秋二季村民相集つて、社の祭を行ひ、それに依つて里民相互の親睦を厚うすると共に政治の相談をもした。里の頭を里正と曰ひ、里内で材幹あるもの里民の推薦を受け政府の委託に依り就任して里民を治めた。別に里内で信望あるもの里正と同様の方法で父老に任命せられ教化に當つた。彼等は相互扶助、共同擔保で政府の干渉を受くることなく自治を營んだ。漢代の歴史を觀るに里の若干倍數を郷と呼び、郷には郷官と名け郷内で德聲あるもの、また政府の任命に依り郷を治めた。乃ち三老と云ふものは教化を掌り、畜夫は裁判と徵稅を掌り、游徼は警察を掌るなど地方團體で地方行政を支配した。郷の上にある縣以上の地方官は納稅賦役に滞りなく、刑律に觸れるものない限り、一切地方團體の自治に委ねた。従つて支那上古の古哲の理想社會や實際の自然部落は個人の代りに家を單位とする點を除き、フーエンの理想とする自治的協同一致の村落に類似するばかりでなく、トマス、アクキナスに於ける『社會』とも一脉相通するものあらうと信ずる。

二 自然 法 則

支那に於ては家を單位とする協同自治の部落即ち小社會が集つて國と爲り、遂に天下と爲るべきものである。従つ

て家長が先づ其の徳を養ひ、家を治める方法を推擴めて部落乃至天下を治めるのがよいことでもあり、また出來ることでもあるとして居る。堯典に『克明_二俊德_一。以親_二九族_一。九族既睦。平章_二百姓_一。百姓昭明。協和_二萬邦_一。』とあつて、帝堯が先づ其大徳を明にして、宗族と親み、それから、順序を追ひ、文武百官乃至萬國までも治めたことを特筆して居るのは該趣旨を具體的に書いたものである。また該趣旨を理論的に究明したものは大學の修身、齊家、治國、平天下の説であること世人熟知のことである。一家及大小社會を通じて道德的生活をしたいと云ふのが、支那の古哲殊に儒教の理想であるのだ。

道德に就て自然に道德なるものがあつて、人間は之に従つて行けばよいのであると云ふ直覺説と、道德は社會の幸福利益の爲めであると云ふ功利説の二つがある。支那の道德は兩説何れに屬すべきやと云ふに、學派に依り直覺説に屬すべきものもあれば功利説に屬すべきものもあるが、儒教についても嘗て加藤弘之と井上哲次郎の間に論争があつた。孔子を始め儒者の内に調和性に富み行政に參與したもの多いので、儒教は間々功利主義と誤まられることもあるが其所謂直覺主義に屬すべきこと疑ひない。試みに古典につき之を調査するに、宇宙を主宰する神を示すに、天、帝、上帝などの言詞を用ひ、天は有徳のものに命じて天子と爲し、天に代り萬民を教養せしむる旨を書いてある。乃ち尙書に『天命_二有徳_一』とか『天工人代_二之_一』とかあるのは有徳者に命じて天に代らしむることを言ひ現はしたものであり、堯が位を舜に讓つたとき『咨爾舜。天之曆數。在_二爾躬_一。允執_レ中。四海困窮。天祿永終。』と言つたのは天命を受けて萬民を撫育すべきことを戒めたのである。孟子には一層此義を明にし『天降_二下民_一。作_二之君_一。作_二之師_一。惟日_二其助_二上帝_一。寵_二之四方_一。』と言つて居る。然し天は唯天子に萬民を教養すべきことを命じたまゝに放任するのでなく、常に

之を監督するのである。高宗彤日に『惟天監下民』とあるので明であらう。其監督の方法は萬民の耳目に待つものであつて、皋陶謨に『天聰明自我民聰明。天明畏自我民明長。』とあり、孟子に『天視自我民視。天聽自我民聽。』とあるのに徴することが出来る。天が監督した後、其功あるものは之を賞し、罪あるものは之を罰するのである。伊訓に『惟上帝不常。作善降之百祥。作不善降之百殃。』と明記してある。天が君徳を失つたものを發見したときは、他の君徳あるものに之を伐つて代ることを命ずる。命を受けたものは自他の利害を顧慮することなく、命を奉じなければならぬものである。湯誓に『非臺小子敢行稱亂。有夏多罪。天命殛之。今爾有衆。汝曰我后不恤我衆。舍我穡事。而割正夏。予惟聞汝衆言。夏子有罪。予畏上帝。不敢不正。爾尙輔予一人。致天之罰。』とある。其大義は湯が其人民が農事を妨ぐるなどの理由に依り兵を起すことに反對するにつき、天命なれば夏の罪を伐たざるを得ないと諭すのだ。皋陶謨に『天敍有典、勅我五典、五惇哉。天秩有禮、自我五禮、有庸哉。天命有德、五服五章哉。天討有罪、五刑五用哉。』とあるより考ふるに、單に道徳ばかりでなく、禮、政、刑等は一切神意から出たもので人間として之に従はなければならぬことになる。此等古典に現れた思想は孔子を宗とする儒教の遵奉するものであるから、儒教を以て直覺説に屬するものと爲さざるを得ないと信ずる。直覺説を採るものは儒教ばかりでなく、墨子も亦同様である。墨子が其兼愛説を主張する理由はそれが社會の福祉になると云ふのでなく、天意であると云ふのである。彼の信する天は常に人間の行動を監視し、之に賞罰を下す人格的神のやうであるから、基督教のゴツドを聯想せしむる。レツグは上古の支那人は獨一の神を信じたものであつて、天、帝、及上帝なる語を以てゴツドの譯字と爲すべきであると主張して居る。

フキジヲクラツトの説に據るに宇宙には神が人類の幸福の爲めに欲する自然法則がある。人は其心に神から光を與へられて居るので、生れながら自然法則を知るの明を具へて居る。然し此心の光も學ばなければ闇いから、人は先づ自然法則を學ぶの必要あるとのことだ。これは正に儒教と其揆を一にするものである。孔子は『天何言哉。四時行焉。萬物育焉。天何言哉』と述べ、天は言はずとも、自然法則の流行することを示して居る。孟子は人の性は善なりと唱へ、其生れながらにして善惡邪正を判別し得べきことを説いて居る。されど天から受けた心の光も私欲に蔽はれて闇くなるから、教養によつて、之を明にせねばならぬ。堯典に『克明峻德』とあり大學に『明明徳』とあるのは之を指したものである。更らに中庸の篇首に『天之命之を性と謂ひ、性に率ふ之を道と謂ひ、道を修むる之を教と謂ふ』と喝破し、滔々數千言を費し、自然法則の原理を説き盡して遺憾なくフキジヲクラツトの徒をして顔色なからしめて居る。然し法則に拘泥して變通妙用がなければ、節に中らないから、孔子を始め其門生は時に因り、處に因り、損益すべき相對原理をも講じて居る。中庸に『君子之中庸也。君子而時中』とあつて其一般原理を述べ、更らに『君子素其位而行。不願乎其外。素富貴行乎富貴。素貧賤行乎貧賤。素夷狄行乎夷狄。素患難行乎患難。君子無入而不自得焉。』と説いて富貴、貧賤、夷狄、患難、等、其遭遇する時と處に應じて適切な行動を取るべきことを教へて居る。孔子は最も相對原理を實行するに妙を得たものであつて、孟子の如きは『孔子聖之時者也』と嘆稱した程である。自然法則が本體であつて、相對原理が應用であるから、兩者併び行はれて始めて體用完全を得るので、これが儒教の他學派に比し大に優れた點である。彼の自然原則に拘泥して自由放任を説くものや、相對原理に眩目して儒教を功利主義とするものは、共に誤つたものと言はなければならぬ。

三 職 分 観 念

支那上古に於ては、協同自治の小社會が集つて國を爲し、天下を爲して居つて、茲に天意に基き道德生活を爲さんことを理想として居つた。周代に於ては封建制度が行はれた爲め、階級的な社會を構成した。即ち天は宇宙の主宰者として最高位を占め、其次に王があり、王の下に公、侯、伯、子、男の封建君主がある。王は其臣下として公、卿、大夫、士を有し、封建君主は卿、大夫、士を有した。そして農工商と名くる庶人が最下級に位して居つた。後世封建制度が廢れて、郡縣制度が創められてから、帝王と他の階級との間に懸隔を生じたけれども、周代に於ては僅かの差異あるに過ぎなかつた。孟子に『天子一位。公一位。侯一位。伯一位。子男同一位。凡五等也。』とあり、天子と公との隔りは、公と侯との隔りに止まることを説いて居る。従つて當事の社會階級はヒエラルヒヤ組織即ち尖塔形的段階組織であつたのである。彼等の階級即ち身分に應じ一定の職分があつて、身分と職分と表裏を爲し、身分が高ければ、重き職分を有し、職分が輕ければ低い身分を有した。王畿即ち王の直轄地は勿論、諸侯の封土も、我舊藩の如く大體自給自足することが出来たものである。

支那上古の社會はトマス・アクキナスの生存した歐洲中世の社會若くは其理想とした社會に類似して居るから、こゝにも亦彼の理想とした職分觀念が存在しなかつただらうか、興味ある問題でなければならぬ。トマスの説に據るに、人間は一人だけにて生存する能はざるものであつて、社會に群生するものである。唯一人で凡ての仕事を爲すことが出来ないから、一部の仕事を引受け、互に扶け合つてチーム・ワークを爲すべきである。従つて其目的は自己の利益

を増進することではなく、社會への奉仕であつて、飽くまで義務的のものでなければならぬ。かくて各人の協同に依り、統一あつて平和を保つた道徳的社會を現出せなければならぬと言ふのである。

支那の古哲にトマス・アクキナスのやうな総合的な社會職分を論じたものがないが、断片的にトマスの説を述べたものが儒教を始めとし、諸子の内に少くないのである。孔子は齊の景公が政を問ひたるに對へて『君君、臣臣、父父、子子』と言つた。唯八文字に過ぎないが各自の身分に應じ職責を盡すべきことを言ひ現した名句である。然し孔子の社會職分に關する比較的詳細な意見は孝經に依り窺はれる。孝經は支那道徳の本である孝を論じたものであつて、天子、諸侯、卿、大夫、士人、庶人、等各々身分に依り、盡すべき孝の異なるべきを述べて居る。それは身分に應じた職分論と言つてもよい。乃ち天子の孝を論じ、『愛敬盡_レ於事_レ親。而德教加_レ於百姓。刑_レ於四海。蓋天子之孝也。』とあつて、道徳に依り、家を齊へ、國を治め、天下を平にすべきことを以て天子の職分として居る。又庶人の孝を論じ、『用_レ天之道。分_レ地之利。謹_レ身節_レ用。以養_レ父母。此庶人之孝也。』とあつて、生産に従事し、法律に順ひ、儉約を守り、公賦を充たし、私養を缺かないことを以て庶人の職分として居る。諸侯、卿大夫、士人の職分も亦之に準じて知ることが出来やう。孟子には職分に關する意見所々に散見するが其内最も精彩あるものは、滕文公篇の孟子と陳相の間答であらう。當時許行と云ふ農家者流があつて、耕作に依り衣食すべきものとし君子即ち治者が耕作しないで衣食することを非とした。陳相は其説に服し、之を孟子に紹介した。孟子は許行の用ふる冠、釜、甑、農具などが、彼の生産に係るものでなく、皆其生産者と粟を以て交換したものであつて、耕作に従事するものが百工の事を爲すべからざることとを確めた後、『然則治_レ天下。獨可_レ耕且爲_レ與。有_レ大人之事。有_レ小人之事。且一人之身。而百工所_レ爲備。如必自爲

而後用之。是率天下而路也。故曰或勞心。或勞力。勞心者治人。勞力者治於人。治於人者食人。治人者食於人。天下之通義也』と喝破した。乃ち孟子の意見に據れば農業のみが社會生活に必要なものでなく、百工も亦必要であつて、分業は已むべからざるものである。農工等筋肉労働のみが労働でなく、精神労働も亦労働である。精神労働者は筋肉労働者を治め、筋肉労働者は精神労働者を養ふべしと言ふのであつて、能く人間に職分の區別あることを説き盡して居る。此等の職分は各人の爲めに存するのでなく、義務の爲めに存するのである。孝經に書かれた天子以下庶人の職分は支那最高の道德たる孝を盡す爲めである。之を換言すれば各人の身分に應じた最高の義務に屬すべきものだ。天子の尊位の如きも、天命に依り萬民を教養すべき最大義務を有するものであつて、自他に利あると害あるとを問はず必ず其義務を果たさなければならぬ。若し其義務に違反することあれば天譴を被むるものである。これは殊に孟子に於て痛論されて居る。凡そ孔孟の教は義務に關するものばかりであつて、殆んど權利に關するものがないと言つて差支ない。各人が夫れ／＼職分を有し、相互に協同して、理想的社會生活を營まんとするには義務のみあつて權利なくともよいのだらう。但し「各人に義務あることは其屬する社會に權利あることを示すものであり、各人は社會に對して義務を盡すべきものであつて、權利は其義務を盡す所以に外ならない。従つて支那上古に於ても亦權利思想あつた。』と言ふのならば、議論として通じないこともなからう。斯の如く支那上古では天の監督の下に天子が天下を治むべき最高の職分を有し、諸侯以下庶人も亦各々其身分に應じた職分を有し、皆義務として其職分を果さんことに精進し、相互に一致協力して道德的社會生活を營まんとすることを理想としたものであるから、所謂トマスに於ける社會職分觀念を有したばかりでなく彼の理想社會に彷彿せんことを期したものと云つて大過なからう。

第二 支那上古の經濟思想

一 王道と經濟

支那の古哲殊に儒教にては、道德的社會生活を營まんことを期した。之を換言すれば王道を行はんことを欲した。従つて凡ゆる施設は此目的を達せんが爲めの手段に供せられたものであつて、經濟の如きも亦此目的への手段と看做すべきものであること言ふまでもなからう。然し教養のある君子は窮しても道に叛くやうなことをしないけれども小人は窮すると亂を爲すことを常とする。孟子に『恒産なくして恒心ある者は唯士のみ能くするけれども、民の如きは恒産なければ恒心ない』とあり、覇者として卑まれて居る管子にも亦『倉廩實れば則ち禮節を知り、衣食足れば則ち榮辱を知る』とある。共に人情の機微を穿つた名言と言ふべきものだらう。されば王道を行ふ爲めには先づ庶民をして衣食に窮することなからしめ、尋て之を教育せなければならぬ。それで孔子に有名なる庶、富、教、の説あるのだ。孔子が衛國に赴いたとき冉有が車を御して居つた。孔子は衛國の人口の多いのを見て庶哉と贊嘆せられた。冉有は既に人口多いとすれば其上何を加ふべきかと問ふた。孔子は之を富まさんと答へた。冉有は重ねて既に富みたりとせば其上何を加ふべきかと問ふた。孔子は之を教へんと答へた。極めて簡短な回答であるが、政治の要訣を説いたばかりでなく、王道實施の順序を明にしたものと言へる。孟子には王道實施につき更らに詳に説いてある。梁惠王篇を見るに、『農林行政宜しきを得たならば、穀物、魚鼈、材木充分であつて人民をして生を養ひ死に喪し憾なからしむること

が出来来る。生を養ひ死に喪し憾なからしむるのが王道の始めである。五畝の宅地に桑を樹ゆれば五十歳のものが帛を衣ることが出来る。雞豚狗彘の畜其時を失ふことなければ七十歳のものが肉を食ふことが出来る。百畝の田を耕す時を奪ふことなければ數口の家が飢ゆることがない。學校に於て教を謹み孝悌の義を申ぬれば頌白のものが道路で負載せなくなる。七十歳のものが帛を衣、肉を食ひ、衆民が飢へず寒へないやうになつて王者となれぬものはない。』と書いてある。高遠な文句を使つてないが、王道の實施には、經濟を顧慮せなければならぬ所以を説盡したと云つてよからう。されば古聖先王何れも皆經濟につき甚深な注意を拂つたことは歴々として古典に現はれて居る。堯典に『敬授人時』とあり、舜典に『食哉惟時』とあり、民に時を授けて其食を足すべきことを特筆し、洪範八政に至つては食貨を以て首位に置いて居る。これは言ふまでもなく王道を行はんが爲めの手段であつて、經濟の發展を目的としたものでない。若し王道と經濟と兩立しない場合には經濟を捨つべきこと勿論である。王道を行ふことは天意であつて、徒に衣食足つて王道の行はれないのは禽獸の生活であるからだ。此義は論孟所々に現はれて居るが論語顔淵第十二の孔子・子貢問答が頗る味あることと思ふ。乃ち子貢が政を問ふたとき孔子は『足食。足兵。民信之矣。』と答へた。子貢は已むを得ざる場合斯三者の去るべき順序を問ふたに對し孔子は最後に『去食。自古皆有死。民無信不立。』と喝破した。孔子は君子に對し、『志士仁人人生を求めて以て仁を害することなく、身を殺して以て仁を爲す』ことを求めるばかりでなく、小人に對しても亦衣食の爲め王道を害することを許さないものである。斯の如く經濟は王道即ち道德生活への準備行程たるに過ぎないから、其經濟政策なるものも亦全く此目的に副ふべき手段たるに止り、特殊の色彩を持つて居ること言ふまでもない。それには色々の種類あるが其内最も出色あるものは、均産政策と寡欲政策で

ある。

二 均 産 主 義

經濟は王道を行ふ手段であるとするのだから、王道を行ふに都合よいやう經濟政策を建つべきである。財産が一方に偏重して、庶民を飢寒に陥らしめてはならぬから、財産を均分すべき必要が生ずる。王道を行ふことが天意である限り、均産と云ふことも亦天意であり王者は天意に副ふやう均産政策を採るべしと言つて差支ないことになる。老子に『天之道。損_三有餘_二而補_三不足_二』とあつて均産を以て自然法則なりと主張してあり、又易に『君子以裒_レ多益_レ寡。稱_レ物平_レ施。』とあつて分利を均しくし、貧富の懸隔を去ることを以て爲政者の義務として居る。共に右の趣旨を言現はしたものと見るべきだ。然し均産主義が儒家の經濟政策と目せらるるやうになつたのは、論語季子第十六に於て孔子が『有_レ國有_レ家者。不_レ患_レ寡而患_レ不_レ均。不_レ患_レ貧而患_レ不_レ安。』と言明したところに基くだらう。これは最近の經濟學者が財貨の公正なる分配を以て多量の生産より重要なりと考へて居るのと略々同じであるが、此政策を以て王道を行ふ手段とすることを異れりとする。

均産主義は儒家の專賣でなく法家者流も之を唱道して居る。今管子に就て之を見るに『天下不_レ患_レ無_レ財。患_レ無_レ人以分_レ之。』とあつて孔子と同じく生産より分配に重きを置いて居ることが判る。管子分配の不均を矯正せんが爲め、物價調節、鹽鐵專賣など種々社會政策を採る外に、貧民窮乏を救助せんとし、『振_レ貧補_三不足。下樂_レ上。』と言つて居る。従つて均産主義に關する限り、儒法兩家異ることないと看做して差支なからうか。成程兩家が其經濟政

策としては同一であるが、其目的に非常の相違がある。儒家にあつては、天意に基き道德生活を爲さんが爲めであるに反し、法家は君主若くは君主の衣食する國家を富まし之を支配するに便利ならしめんが爲めである。乃ち管子が物價調節策を論じた一節に『視_レ物之輕重。而御_レ之以_レ准。故貴賤可_レ調。而君得_レ其利。』あり該政策に依り君主が利益を得ることを主眼として居る。又貧富を齊うせなければならぬ理由として『夫民富則不_レ可_レ以_レ祿使_レ也。貧則不_レ可_レ以_レ罰威_レ也。法令之不_レ行。萬民之不_レ治。貧富之不_レ齊也。』と論じ、法令を行ひ萬民を治むること、即ち國家統治の手段として、分配政策を採らなければならぬとして居る。儒家兩家に手段が同じものが多いので、後世儒家の名を藉つて法家の實を擧げんとするもの少くないが、兩家其目的を異にするのであるから、其效果に於て大差を生ずること勿論であらう。

均産の目的は王道を行ふにあるのだから、單に天下の財産を頭割に分配し、萬民共に飢寒に困んでもよいと言ふのではない。王者は萬民に道德生活を爲すに適當な収入を得せしむる必要がある。従つて萬民の生活程度を如何に定むべきかとの問題が生ずる。それにつき孔孟は如何なる意見を持つて居つたらうか。論語に民の重んずる所のもの、食、喪、祭なりと言つて居り、孟子にも『養生喪死無憾。王道之始也。』とある。喪の内に祭を含んで居るから、孔孟が萬民をして生を養ひ、死に喪し、遠を追ふことを得る丈けの生活程度に達せしめんことを標的としてゐることが判る。然らば何程の収入を興へたならば此生活程度を支持せしむることが出来るだらうか。これにつき論語に何事も書いてないが、孟子には所々に其意見を述べて居る。乃ち孟子は一家に百畝の田と五畝の宅とを興へ、其収入に依り、少壯のものをして飢へず寒へず、五十歳のものをして手織絹を衣、七十歳のものをして鶏豚狗彘の肉を食ふを得せし

めんと期して居る。それで、儒家の期する人民の生計標準は、井田制度の實施に依り、其舉る收入にあると言つて大過なからう。

然らば儒家は生計の標準に基き天下の財産を均分せんと欲するのであらうか。當時封建制度が行はれ、尖塔形的階組織になつて居つたから、社會組織を打破せなければ、此意味の均産なるものが行はれない。此社會組織を承認する限り、身分の高下即ち職分の重要程度に應じ、社會待遇を異にすべきものであつて、財産も亦従つてそれに準じて配分せなければならぬ。それで孟子の擧げた生計標準は、社會の最下級に位する庶人に屬すべきものであつて、士、大夫、卿、公、王と云ふやうに身分の向上するに應じ遞次財産を増加すべきもの、即ち比例的均産であつて、分頭的均産でないのである。王と士と冠を齊うし、老と少と食を齊うするが如きは禮の許さざる所であつて、惟れ齊しきは齊しきにあらずとして排斥するのである。此義は儒家の別派とする荀子にも述べてある。乃ち『爲之制禮義。以分之。使有貴賤之等、長幼之差、知愚能不能之分。皆使人載其事、而各得宜。然後使慤祿多少厚薄之稱。是夫羣居和一之道也。』とあつて、貴賤長幼賢愚の別に應じ財貨の分配を衡平ならしむべしとのことだ。此主義は封建制度の周代に行はれたのみならず、群縣制度となつた漢代に於ても、尙ほ儒家の採る所である。董仲舒の春秋繁露調均篇に『有積重則有空虛矣。大富則驕。大貧則憂。憂則爲盜。驕則爲暴。此衆人之情。聖者則於衆人之情、見亂之所從生。故其制人道而差上下也。使富者足以示富、而不生於驕。貧者足以養生、而不至於憂。以此爲度、而調均之。以是財不匱而上下相安。』とあり、貴賤貧富の身分に比例して財産を分配すべきことを主張して居る。これで儒家の均産なるものは比例的であつて、後世均産賊の唱道するやうな分頭的でないことが

判ると思ふ。比例的均産主義に依り財貨を分配しても人に依り有餘不足を生ずることを免れないだらう。其場合には有餘あるものは不足のものに施與すべきである。孔子が原思を宰とし、之に粟九石を與へ、辭退したとき、『毋。以與爾鄰里鄉黨乎』と云つて有餘があるならば同郷者の不足するものに施與すべきことを命じて居るので明かだらう。かくて『博々施濟比粟』一夫たりとも所を得ざるものなきに至らしむることが王道の最終の目的である。

三 寡 欲 主 義

王道政治を行ひ、民に標準生計に基き道德生活を爲さしめ、一夫たりとも處を得ざるものないやうにするには、一方に於て有餘を損して不足を補ふ均産政策を探ると同時に、他方に於て奢侈を戒しめ儉約を尙ぶ寡欲政策を用ひなければならぬ。均産と寡欲とは王道政治に於ける車の兩輪、鳥の双翼に比すべき經濟政策と謂ふべきである。

孔子は政治をするには儉約の必要なることを認めた爲め、儉約に對しては過ぎたりと思はるる程に贊成を示し、奢侈に對しては酷なりと思はるる程に不贊成を表せらるる。論語に『道三千乘之國。敬事而信。節用而愛人。使民以時。』とあり、先づ千乘の國を治むるに儉約の必要なるを喝破して居る。尋で『先進之於禮樂野人也。後進於禮樂君子也。如用之則吾從先進。』とあり假令禮樂たりとも儉にすべきであると言明する。更に『如有周公之才之美。使驕且吝。其餘不足觀也已矣。』とあり、孔子の寤寐にだも忘れない王道主義の權化たる周公でも、驕奢で多欲なれば取る所ないとまで痛論する。これで略ぼ孔子の寡欲主義に關する意見を知ることが出来ると思ふ。孟子は更に寡欲主義の道德生活に必要であつて、多欲の有害なることを主張する。乃ち盡心章句に『養心莫善於寡欲。』

其爲_レ人也寡欲。雖_レ有_二不存焉者_一寡矣。其爲_レ人也多欲。雖_レ有_二存焉者_一寡矣。』と言ひ、精神を修養するには寡欲の必要なることを説き尋で告子章句に『體有_二貴賤_一。有_二小大_一。無_レ以_レ小害_レ大。無_レ以_レ賤害_レ貴。養_二其小_一者爲_二小人_一。養_二其大_一者爲_二大人_一。』と言ひ肉體の嗜欲の爲めに精神修養を害することなきやうに戒しめ、肉體生活するものは小人であつて、精神生活するものは大人であると訓へて居る。易に至つては一步を進め、多欲は天地の許さないものであつて、寡欲は自然法則なることを説いて居る。乃ち謙卦象傳に『天道虧_レ盈而益_レ謙。地道變_レ盈而流_レ謙。鬼神害_レ盈而福_レ謙。人道惡_レ盈而好_レ謙。』とある。王道は天意に出づるものであるから、王道を行ふに必要な寡欲主義も亦、自然法則と言つて差支なからう。

儒家の寡欲論に對し、道家に無欲論がある。若し無欲を以て一切の私心を絶つと言ふ意味なれば何人も異議ないが、若し財貨に對し寸毫の欲望だも言ふことなれば、人間界を脱離せなければ出來ぬことであつて、道家と雖も寡欲論たらざるを得ないのである。是に問題となるのは欲望の少ない程寡欲主義に適ふものであつて、所謂聖貧の如きものが尙ばれるのだらうかと云ふことだ。論語述而第七に『飯_二疏食_一。飲_二水_一。曲_レ肱而枕_レ之。樂亦在_二其中_一矣。不義而富且貴。於_レ我如_二浮雲_一。』とある孔子の述懐を見て、孔子の寡欲を讀へ、孔門に於ても亦聖貧を尙ぶものゝ如く思ふものがある。周の文化を復興せんとする孔子が托鉢宗團のやうに、聖貧を尙ぶべき筈なく、これは『貧而樂』と云ふ處世の一端を示されたものに過ぎないものである。孔子は聖貧を尙ぶどころか、聖明の世に富貴になれないやうなものゝを卑めてゐる。泰伯第八に『邦有_レ道。貧且賤焉恥也。』と言つて居るので明かだらう。然らば寡欲の程度を如何にすべきかと云ふ問題が更に生ずる。身分即ち職分に比例して財貨を賦與せらるべきものとすれば、その賦與せられ

た財貨に比例して欲望を充足すべく、有用の費を吝まないで、比較的無用の費を節すればよいのである。孔子が委吏たりし時には水を飲んで満足したけれども、大夫と爲つては車を持たなければ満足すること出来なかつた。孟子も亦貴賤に依り父母の葬式を厚薄にしたのである。孔子が大禹を禮讚して『禹吾無間然矣。菲飲食而致孝乎鬼神。惡衣服而致美乎黻冕。卑宮室而盡力乎溝洫。禹吾無間然。』と言つたのは、其衣食住を節約して祭、禮、灌漑に充當したからであつて、徒らに儉徳を稱揚したのではない。孟子も亦嘗て孔子と竝べ稱せられた墨子の節用に偏して葬式を薄うすることを痛撃して居る。それで寡欲と云ふことは身分不相應の欲望を斥け、職分相當の欲望を勧めるのである。國家に對しても亦同様であつて、單に用を節し税を輕うするを以て甘んずるのでなく、王道を行ふに足るべき租税を徵收して之を最も有効に使用せんことを期するのである。孟子が十一税を主張して已まなかつた理由は是に存する。寡欲も均産と同じく王道を行はんが爲めの手段であつて、均産に依り王道を行ふに足るべき經費を捻出し、寡欲に依り之を濫費することなく、郁々乎として文なる盛周を光復せんことが、孔孟の理想であつたのであらう。

四 東西經濟思想の同異

支那が四千年の文化を有すと誇稱するにも拘らず、最近に至るまで科學が進歩せず、機械の發明少く、殖産興業の觀るべきものなく、所謂物質文明の著しく西洋に劣つて居るのは何故であらうか。これは何人にも起る問題であつて、又何人にも明解ないものである。

ウキットフォードの說に據るに支那は廣大な面積を有する農業國であるから、曆を作り水を治めて農業に便利な

らしめやうとしたので、天文學や數學が他國よりも早く發達して居る。然し智識を農業に集注して、機械學的に形成さるべき工業に向けられなかつたため、自然科学發達せず、産業の停滯を來たしたのであると言つて居る。誠に明快な説明であるが、これのみにして此重大問題を解決出来るやうに思はれぬ。加ふるに支那は農業を尙んだけれども、田賦の收入よりも商業關係の課税が多額を召めてから、甚深なる注意を商業に支拂ひ、智識を農業のみに注集したと言難い。それで吾人は此説明以外に他に適切なる理由を探求せなければならぬ。

東西文化を異にし、支那は精神文化の國であるに反し、西洋は物質文化の國であるから、支那が西洋の如く物質文化を見ることの出来なかつたと云ふは普通の説明である。然し支那や西洋が、十九世紀に於て見るが如く、中古や上古に遡つてまで物質文化に相違あつたのでなく、双方が類似した社會組織を爲した時代には、類似した經濟思想を有し、物質文化にも懸隔なかつたのである。乃ち既に詳説した如く周代にはトマス・アクキナスの理想に類似した社會組織を有したので、其經濟政策も亦彼の理想に近似した、均産、寡欲兩主義を採つたから、其生産なるものは王道即ちトマスの所謂よき生活を爲すに足るべき程度までに止まり、歐洲中世時代のそれと大差なかつたのは當然であらう。歐洲に於て産業の發達を來たしたのは、自由主義が榮へ、個人の權利が擴められ、人々自己の利益を追求し、自由競争大に行はれ遂に協同體社會が變じて利益社會となつた後である。支那も後に述ぶる如く周以後社會組織に非常なる變化を來たしたけれども、家族制度に大差なく、村落は今尙ほ協同自治體たるを失はず、新に協同體社會の面影を有するギルドなるもの生じ、政府も亦儒教を國教として取扱ひ、王道政治を標榜せなければならなかつた。これが支那に於て産業進歩に必要な科學の發達を來すことなく、産業の進歩も或程度に停滯し、物質文化の歐洲に及ばなかつ

た重要な理由であらう。

今や歐洲は自由競争の結果、生産大に發達したけれども、貧富の懸隔甚だしく、勞資の鬭争激しいので、中世の職分原則の復活に想を寄せ、よき生活を營まんことを冀ふて居るやうだが、利益社會を協同體社會に引直さない限り其望を達すること不可能であらう。幸ひ支那には協同體社會の遺風今尚ほ存し、王道思想も悉く泯滅して居らないから、西洋人の羨望するよき生活即ち王道を光復するにつき惠まれて居ると謂ふべきか。

第三 近世支那社會と王道

周末から民國に至るまで二千餘年の星霜を経、其間文物制度幾たびも變遷して居る。然るに歐米に倣つて資本主義化した今日に於ても尚ほ王道を説くことが衰へない。これは單に告朔の餼羊に過ぎないと言ふものあるだらうが、王道の支那社會に浸潤することの深いことが判る。今一々其歴史を述ぶるの遑ないから、近世社會に於ける王道の影響だけを記してみたい。宋代は政治經濟學問藝術等有ゆる方面に於て歷朝と異り、清代と同じいものが多い。歴史家は宋を以て近世支那を啓くものとして居るから、宋以降について説いて見る。

一 社會變化と王霸併用

秦が天下を一統し、封建制度を廢して郡縣制度を用ひ、中央集權を行つてから、帝王の權力なるもの周に比し非常

に強大になつたけれども、尙ほ帝王と庶民の間に貴族なるものあつて、世々政權を執つたので、支那社會は不完全ながら尙ほ段階組織たるを失はなかつた。五代五十三年の亂離に依り、貴族なるもの滅亡したので、宋が天下を一統したとき、始めて帝王の萬機親裁の下に四民平等なるに至つた。尤も宋代と雖ども官僚軍閥大地主などがあつて、廣大な莊園を占領し、其政治に參與するものは概ね彼等若しくは彼等の子孫であつた。又別に商人なるものが、利權を壟斷し、鉅富を蓄積し、庶民を壓倒した。それで帝王と庶民の間に身分の異つたものあるかの如く見ゆるけれども、帝王を除き、萬民身分を齊ふすることを原則とするから、周代のヒエラルヒヤ組織社會が、四民平等社會となつたと言つて大なる過なからうと信ずる。

周代の尖塔形的段階組織の社會が一變したならば、該社會に特有である職分觀念に變化を來たすことを免れぬだらう。されば天子の如きも、天に代はり萬民を教養すへき職分を盡すことに専らでなく、戰國時代の王侯が邦國を私したやうに天下は我家の天下なりとの私意も生ずるだらう。唐の高祖が次子世民の勧めに應じ、大事を擧ぐるに決したとき、『今日破_レ家亡_レ身亦由_レ汝。化_レ家爲_レ國亦由_レ汝矣。』と答へ、天子と爲ることを家を化して國と爲すと言つて居るので判る。それで帝王は彼の君主並に君主の私有である邦國を富強にすることを主義とする法家を用ひたいのであるが、儒教を國教として居ることが久しいので、民心を收める必要から、儒家を捨つる譯に行かぬ。従つて、儒法兩家を併用し、陽に王道の名を藉り陰に霸道の效を採らんとすることもある。漢の武帝が嘗て堯舜の政治を行ひたい意味のことを言つたとき、汲黯は『陛下内多欲であつて、外仁義を行ふ、どうして唐虞の治に效ふことが出来るものぞ』と嘲つたのは正に武帝の肺腑を貫いて居る。又宣帝が法家を用ふるので太子が儒生を用ふべきことを勧めたとき、宣帝は

色を作して『漢家には自ら制度がある、本と韜・王を雜へて居る。どうして純ら徳教に任じ、周政を用ふることが出来るだらう』と言ひ、我家を亂すものは太子だらうと嘆じた。此二つの事實に依つて略ぼ漢以降の天子が如何なる政治を行つて居るかゞ知れる。漢以降の帝王は『有餘を損じて不足を補ふ』とか、『節用』とかを唱へて、王道の二大經濟政策たる均産、寡欲を行ひ、殊に兼併を防ぎ、貧富を齊うせんが爲め、鹽鐵專賣、交易國營、價格統制などを實施するのであるが、社會政策上の目的を達すること鮮く、單に國庫の收入を増加するに過ぎない場合が多かつた。これは王霸併用、殊に王道の名を用いて法家の實を擧げんとするが爲めである。

宋以降法制の完美せしことは周禮に優るものがあるが、徒法空文に屬するものが多い。帝王は概ね天下の無事を翼ひ、帝室及廷臣の經費を支持すべき歳入を得る丈けで満足する。廷臣は、帝王が萬機を親裁するから、國務大臣に該當するものないので、伊尹や太公望のやうな王佐の才ある必要がなく、帝命を聞いて奔走すればよいのである。地方官は民の父母と稱せらるるが、其實、本藉廻避や、任期に累せられ、言語風俗の異つた他郷に赴き、民情につき何事も判ぬ内に離任するものであつて、租税を取立て、盜賊を警戒する以外、仕事と云ふ程のものなく、唯人民を擇取して子孫の爲めに美田を買ふことゝ、上司に贈賄して身を立てんことを努める。従つて人民は帝王以下大小の官吏から殆んど保護を受くることなく、又租税を納め法令を犯さない限り、政府と交渉を持たない。彼等は自治に放任されて居るばかりでなく、自治を爲すべき必要に迫まれて居るので、舊來の村落の外、別に協同自治の團體が發生して國內に充滿する。周代のヒエラルヒヤ社會は瓦解したけれども、其協同體社會に比すべき無数の小社會は今猶ほ支那に存在するのである。

二 商業の發展と利益社會化

支那上古に於て政府は商業を以て他業と同様に取扱ひ之を保護する手段を執つたが、戰國末から西漢に及び、商業を目して末業と爲し、漸次抑壓の手を緊くした。然るに近世に至つて、抑壓の手を緩くするばかりでなく、反て他業に比し優遇するやうになつた。これは何故であらうか。それは商業が周の協同體社會時代に於て、他の職業と同じく、社會の爲めに交換てふ職分を盡したが爲め、政府から農、工業と同一の待遇を受けた。協同體社會が衰頹し未だ利益社會が現出しない時代に於て、自己の利益を追求して農、工を壓迫し、社會の不安を招いたので、政府から抑壓せられた。政府の抑壓も商人の利益追求を如何ともすること出來ず、四周の事情も亦商人の活動に有利であつて、遂に利益社會の現出を來たした爲め、反つて政府から優遇せらるるやうになつたと考へられる。

周亡び協同體社會が頹れ、自己の利益を追求することが始まり、漢に及び其風漸く盛んになつて來たので、人間なるものは利欲の爲めに活動するものであつて、之に干渉することなく、之を自由に放任することを以てよしとする。云ふ司馬遷の議論さへ出づるやうになつた。利益を追求するに最も適當な地位にあるものは農、工でなく、商業であること言ふまでもない。漢代には職業を士・農・工・商・賈の五つに別ち、四方の市場に出入して有無を通ずるものを商と言ひ、市場に店舗を有し賣買に従ふものを賈と言つた。天下統一し交易擴大したので、商人の鉅利を博するもの多く、殊に人間の必需品であつて四方に需要のある鹽鐵を取扱ふもの暴富を積んだ。それで兼併が行はれ奢侈を長じたばかりでなく、動もすれば王公を壓迫せんとする勢さへ生じた。王室の御用學者たる法家が先づ動き、儒家の經

濟政策を名とし、鹽鐵の專賣、物價調節、通商國營などを行ひ、商業の利潤を官に收むるのみならず、商人に對し特別税を課し、土地を所有するを禁じ、官吏となるを許さないなど、私法上公法上差別待遇を爲して、商業を抑壓せんと試みた。此政策は寬嚴の差こそあれ數朝に亘り實施されたのであるが、法家の目的とする國庫收入を増加する以外大體失敗した。それにつき فرانケ は『國家の商業的活動には信用あり熟練なる官吏の存在を必要とするが、劉晏を除き此條件を充たすべきものなかつた。人々の個性中利潤追求は最も自然且つ強烈な動機である。國家が此追求を取り締り、他人の利益範圍を侵すことを妨げんとしても、結局に於て行ふこと出来ない』と批評し、司馬遷と見解を一にして居る。

政府の對商政策の失敗の原因は種々あるが、其内最も重要なものゝ一は汚吏が姦商と結託することに存する。政府は此弊を除かんが爲め、自ら進んで商人と妥協した。乃ち專賣にあつては商人に引と名くる免許狀を與へ、一定の税を納めて一定の貨を買入れ、一定の地で發賣することを得せしめた。又通商國營、物價調節にあつては、専門の智識を具へ資産あつて着實な商人を選んで、牙行と爲し、貨物を評價し取引に仲立し、取引高に應じて納税せしめた。それで、官商結託の弊を軽くし、政府も亦勞すること少くして莫大なる收入を擧ぐることを得たけれども、一方には鹽、茶商など專賣に與るものをして、消費者を搾取して鉅富を積ましめ、他方には牙行をして賣買仲立を獨占せしめ、支那特殊の市場組織と相待ち、消費者ばかりでなく農工を損し、商人を利せしむるやうになつた。

宋以降支那市場の特色は牙行と客商が最も重要な役割を爲すことである。客商は上古から存する商即ち行商のことであつて、郷里の名産を舟車に載せて市場に出で、親熟の牙行の手を経て之を賣捌き、其代金を以て更に牙行の手

を経て貨物を仕入れて歸郷し、之を販賣するものである。牙行は舊と重要な農産物につき設けられたのであるが、後世に及び諸種の貨物にも置かるるやうになつた。凡そ牙行の設けある貨物に對しては、牙行の手を經ないで買賣することを禁止せられ、之を犯すものは處罰せらるる。それで農産物たると手工業品たるとを問はず、重要な貨物は、大概生産者から牙行の手を經て客商に賣渡され、客商は之を他郷に運送し、該地牙行の手を經て他の商人に賣渡し、それから卸小賣商の手を經、纔かに消費者の手に入るのである。従つて生産者と消費者とが客商と牙行とに搾取せらるゝばかりでなく、貨物の多くが市場目當に生産せられ、名有る貨物に至つては、全國に市場を有するやうになるので、該生産者は遂に商人に隸屬するやうになる。

宋代に於て米、茶、麥、粟等の農産物や絹織物、漆器、陶磁器等の手工業品は、市場目當に生産せられ、何れも客商の手に由り四方に運ばれた。彼等の内に蜀商、北商、南商と云ふ三大地方閥生じ、各自適當市場に就き、牙行の手を經て買賣したので、農工の利益は商人に壟斷せられ、商人の財力富豊であつて、國庫收入の大半商人の懐より出たとのことである。清代に至つては此勢特に甚だしく、各貨物に對して殆んど牙行のないものがなく、大小の市場に牙行充溢し、上海、漢口、廣東、天津、重慶の如き大市場に於ては各省の客商雲集し、同郷に依り同業に依りギルドを組織し市内のギルド數百に達し、其の内、廣東、山西、寧波三地方ギルド最も勢力あつた。彼等は重要な農産物に對しては青田賣買の方法に依り、收穫を見越して貸付を行ひ、市價より二割以下にて買占めるなど、遂に農民を其支配の下に置いた。又販路の廣大なる手工業品に對しては、代金を前渡し、原料品を貸付け、規格を定めた注文を爲し、遂に手工業者を其隸屬と爲した。それで商人の財力なるものは庶民を壓倒し、清代四大財源と稱せられた田賦、鹽稅、

關稅、釐金、その内田賦を除き皆商人の手から納入せらるるものであり、田賦も亦土地を兼併した商人の負擔に歸すべきもの少くない。彼等の内には鉅萬の金を捐て、官位を買ひ、堂々たる大官と抗禮するもの多く、一たび官憲と争を生じたときには、同郷者若くは同業のギルドを糾合して反抗し、之を屈伏せしめねば已まない。かくて支那經濟界が彼等の手中に落ちたばかりでなく、往々政治問題にまで其干渉を受くるやうになり、周末から衰頽しつゝあつた協同體社會も遂に利益社會化するに至つた。

三 王道の遺風猶存す

上述の如く近世支那に於て君主專制政體が確立したため、ヒエラルヒヤ組織が崩壞し、各人の利潤追求が流行したので、利益社會が現出したから、協同體社會を身體として寄宿した心靈とも言ふべき王道なるものは、支那から一掃されてしまつた筈である。然し周代に於ける社會の單位であつて、王道の行ひ始めである家に比すべきものが今猶ほ存するばかりでなく、周代社會の基礎である協同自治體たる社に較ぶべき村、屯、堡と名くる自然部落も亦残つて居り、各人が相互扶助の爲め社に則つて組織された社又は會と名くる諸種のギルドが別に生じた。此三つのは近世支那の社會の根幹であつて今尙ほ彼等の間に若干王道主義が行はるのであるから、王道未だ支那に泯びずと云つて差支なからう。

周の宗法が衰へて氏族制度が頽れ、數口の成員では互に生活を保障すること出来なくなつたので、畢世同居共財の大家族制度が行はるるやうになつた。該制度は直系旁系の同宗及妻妾が一家族として同居し、一家の財産を以て成員

の合有に屬せしめ、家屬の内尊長材幹あるものを擧げて家長と爲し、家屬を指揮して、家産を管理せしめ、依つて以て一家全體の生活を保障せんとするものであつて、周代に於て氏族の爲したことを、家族で爲さんとするのだ。唐宋時代は四世同居し家口數十百に達することを以て常とした。清末に及んで夫妻子女數口で止るもの多くなつたけれども、尙ほ原則として大家族制度を維持する。それで現在の家族も周代宗法の遺意を奉じ、支那社會の基礎を爲して居る。

現在の自然部落は上古の社に酷似したものであつて、五六十戸乃至二三百戸密集して一村を爲し、壘を以て全村を圍むか、又は濠を周ぐらし、村口に門を設けて出入を警める。村内に祠堂を設け、歲時祭を爲すと共に、村政を議するなど全村祭政の中心たること社の土地神たると異ならない。村民の材能あるもの村正に擧げられ、信望あるもの村紳に推され、相互扶助で自治を營むなど社に類似する所が多い。唐以降警察、徵稅、時としては軍事上の必要から政府の補助機關として五保、保甲、里甲等の諸制度を施行し、村民を軍伍的に結束し、連帶責任を負はしめたことは、村民の自治に裨益すること少くなかつた。恐らく支那で上古の面影を存することの多いものは自然部落であるだらう。支那ギルドは協同體社會が衰頽して、成員の生活を保障すること出來ず、專制國家も亦人民の生命財産を保護すること出來ないので、利害感情を齊ふするもの相集つて、昔の社に倣つて團體を組織し、共同の神を祀り、各自の親睦を計り、相互扶助を爲すものである。然し成員の種類に依り此外の目的を有するものがある。例之學者なれば學術を研究せんとし、宗教家なれば宗教を宣傳せんとし、同郷者なれば桑梓の誼を厚ふせんとし、同業者なれば同業者の利益を保護増進せんとするが如きことである。此等の内最も有力なるものは同郷同業の兩ギルドであつて、俗に會館公

所として世に顯はれて居る。彼等は政府の保護を受くることなく、否時としては政府の壓迫をも斥け、成員の生命財産を保護する。其内部の組織や團體と成員の關係など社に類似して居り、其社と異なる點に、社の地域團體たるに對し壯圍たることである。

斯の如く同代の協同體社會は其上層建築物崩壞したけれども、其基礎たるべき家族及社に該當すべき村落並に社に模倣して發生したギルドが残存して居る。家族は孔孟の教に基き孝を本とし、家長が祖先に代はり家屬を教養し、家屬は家長の指圖に依り其位置材能に應じて職分を採り、相扶け相補つて一家の利益の爲めに精進し、平和な家族生活を遂げんとするものである。此齊家の方法は直ちに之を村落やギルドに適用さるべきものであるから、此三者に於て、王道が幾分行はれて居ると言つても大過なからう。村落やギルドの上には國家なるもの存在するが、最早協同體社會でないから、王道を施し難く、之に向つて利益を追求しても、王道の罪人となるべき譯がない筈である。従つて志士仁人は暫らく措き、支那の民間に於て道德の行はるる範圍は家族、鄉黨、及ギルドに止まる。顏氏家訓に『孝子安んじ家而忘レ國』とあり。清末の大儒であつて大政治家である曾國藩すら、長髮賊の亂に當り義兵を起した當初の目的は鄉黨を保護する爲めであつた。これで個中の消息を知ることが出来ると思ふ。彼等は一家、鄉黨、ギルド内にあつては彼等の所謂道德なるものを守るけれども、外に對しては其義務を認むるものでない。否、一家鄉黨ギルドの爲めにする罪惡は罪惡にあらずと考へる。商人は歷朝から國家民人を犠牲にし暴利を貪ると批難されても其仲間を害せない限り利潤を追求して恥としない。子孫は父祖の病を治める爲め良藥を盗んでも、孝子順孫たるに妨げない。官僚軍閥が我明治時代の藩閥よりも更らに甚だしく、鄉黨から幕僚將校士卒を選任することを常とする。世上往々支那人は公共心

乏しいとか、愛國心ないとか、貪慾殘忍であるとか、支那人を以て不徳漢の取扱をするものがあるが、これは支那人の道德の行はれない方面を見て、其道德の行はるる範圍を見ない過ちである。眼中營利のみ存する不徳漢の標本の如く罵らるる支那商人が、支那人中仲間道德の最も能く行はるるものなることを顧みれば明であらう。周の盛時でも王道なるものが理想的に行はれたかどうか判らないのだから、上記の三者に王道行はると斷言出来ないが、王道の遺風猶ほ存すと云位ならば差支なからう。

家族・郷黨・ギルドは全體としての協同體社會の崩壞したる後に於ける、支那人の社會生活の本據であつて、一干數百年に亘つて變りなく、其上層に君主專制政體が建立せられても、また立憲君主政體や共和政體が築造せられても痛痒を感ずることなかつた。此三者内に王道の遺風猶ほ存することは、支那思想界に與ふる影響少なからぬものであつて、王道を唱道するもの絶ゆることなく最近に至り殊に熾んになつた。臆がて此思想が三者に反映するばかりでなく、輸入思想たる自由主義の弊に苦しむ支那全體に對し何等かの事實を生むのでなからうか。

第四 合 股 生 活

一 合 股 と 家 族

合股は數人の出資者即ち股東が共同して事業を經營する商事組合たるに過ぎないが、其淵源に照らし、儒教の影響に顧み、家族的色彩を有すべきは、少しく支那を解するものゝ疑はないことであらう。股東は舊と仲間の一人を推し

て家長若は管事と爲し、業務を指揮せしめ、各自其指揮の下に仕事を分擔したのであるが、後世資本家と企業家と分離するやうになつてから、業務に湛能なるものを招聘して管事と爲し、己等一切事業に干渉しないもの多くなつた。従つて合股生活を説くには出資者即ち股東方面と、營業者即ち店友方面とに分つことを便利とする。

合股は契約に依り成立するものであるが、羅馬法學者が論ずる如く債權關係に過ぎないものでなく、人と人との關係も亦重大な意義を有するものである。合股字即ち合股契約書を觀るに、大概其冒頭に『慕_二管鮑之高風_一』とか、『雷陳雅契、芝蘭夙契、膠漆相孚。』とか文句を用ひて居る。これは支那で親友の模範として知られた管仲と鮑叔牙、雷義と陳重の交りに倣つて互に親しく商業を始めると云ふ意味である。内には往々『各々誠實を盡して詐ることなかるべし。若し此の如きの情あらば、爰んぞ天網を免るることを得んや。』など祕密結社に加盟するときの文句を用ふるものもある。其他種々な文句を用ふるが、要するに朋友若は兄弟分となつて業務を經營したいと云ふに外ならぬ。支那の大家族制度は傍系親が家長たる場合には善良なる管理人として家産を管理するに止まり、家屬に對し教令權を持たないから、家屬が仲間として生活するに過ぎない。それで合股契約文から判斷すると股東は此種の家族關係に於て合股を經營したいと云ふのだ。實際股東は、兄弟が家産に對し合手組的關係を有し、一家の負債に對し、連合無限の責任を負ふものと全然同一の關係を合股に對して持つものである。それで股東と合股とは利害休戚を齊うし、合股が危険に陥る際には股東は私財を抛つて之を救済し、股東が厄難に遭ふ時には、合股も亦資金を出して之を授助する。股東間も亦略ぼ同様であつて、互に協同し本合股を母體とする幾多の娘合股を設立するものが多い。一股東若は一合股が破産すれば、全市に於ける合股や財主が將棋倒となることは世人の周ねく知る所である。此外股東が吉凶禍福を

共にするなど幾多の家族的生活を爲すことを擧げ來れば羅馬法學者たりとも合股の人的關係の深大なることを認るだらう。

店友は原則として一店内に同居するものであつて我舊式の商店に類似する。然し彼我の間に重大なる差異あることを知らねばならぬ。乃ち我邦に於ては忠を以て道德の大本とするばかりでなく、封建制度の因襲に依り武家作法を以て店員を律したので、店主と店員の間主従關係を生じた。支那に於ては孝を以て百行の本とし、仲間關係を律するに家族關係を以てする風あり、殊に合股は兄弟業を共にしたことに淵源するので、店内の生活は全く家族的である。管事は家長であつて、夥計即ち手代は尊長に、學生即ち丁稚は幼卑に當る。管事を主とし夥計は學生を教ふるものであつて灑掃應對より禮義廉恥に及び、弟子職や家訓を通俗的に授くる趣きがある。商業實務につき細大となく教込むこと言ふまでもない。店内には同業者の尊信する神を奉安し、管事は祭主として朔望之に香燭を供し、季節に應じ或は鮮果、或は點心、或は花糕を供へ、祀祭怠ることがない。股東及店友の吉凶慶弔に對しては、豫め嚴密なる禮物章程の定めあつて、該章程に基き各場合、各身分に應じ、適切なる錢物を送り儀禮を盡すのである。若し店員の中に疾病に罹り困窮に陥るものあれば夫れくの規定に依つて之を救助し、之が爲め金錢を貸付くることあつても、之を返済せしめないものが多い。其店内に居住するものたる、妻子と共に棲息するものたるを問はず、身分に應じ衣食を與へ、其生活を保障する。

斯の如く合股に於ては、其店友なるものは血縁ない丈けであつて殆んど一家族と異ならない生活を爲し、其股東も亦私産を有する兄弟が共同して家業を經營すると同じく合股を經營するものである。従つて合股は股東及店友が家業

を有する家族に擬し生活するものと謂つて差支なからうと思ふ。

二 商人道

支那人は永い歳月に互り、家族、郷黨、及ギルドの陶冶を受けたのだから、共通の氣質を養成せられた。士農工商の諸職業には、家毎に職業毎に特殊の規矩があるから各職業風が出来上がった。殊に商人にあつては、一方には嚴重な店規に依つて訓練せられ、他方には周密なる行規即ちギルド規約に依つて拘束せられ、遂に商人道なるものが完成された。彼等は自ら商人道に背かないやうに努力すると同時に他の商人道を犯すものに反抗し、飽くまで商人としての體面即ち面子を保持する。リヒアルド・ウエルヘルムは之を批評して『面子を失ふことは基督教徒の地獄に對する恐怖よりも力ある倫理的動機を形成する』と言つて居る。恐らく我邦の武士の面目を失ふと言ふに齊しいものだろう。

支那商人道徳について著しく顯はるるものは和と忍であり、勤と儉であり、そして信である。家長が家を齊ふるにつき最も力を竭くするのは一家の和を計ることである。一家の和を計らんとするには種々の苦痛を忍ばなければならぬ。唐の張公藝が一家和合の祕訣を問はれたとき、只百餘の忍字を書いたことは世間周知のことである。合股には血縁のないものが數十百人同居することなれば之を協力同心せしめ業務に精進せしむることは、大家族に比し更らに困難である。それで管事は有ゆる苦痛を忍び合股の和を計らなければならぬ。幸に店員は久しきに互る傳統的教養に依り、忍耐の性質と調和の才能とを兼ね備へて居るので、管事の指導の下に統一ある行動を爲すことが出来る。合股が統一出來て始めて合股の繁榮を計ることが可能であるのだ。墨子は其富國策について勤勞と節用とを力説して居る。生産

に努力し消費を節約すれば國計剩餘あるべきことは三尺の童子でも之を知つて居るが八十の老翁でも之を行ふこと難いのである。支那商は夙に起き夜に寝ね華々汲々として業務に奔走し、南海の濱、北漠の邊、苟くも利のある所勇往邁進せざることなく、其利益を獲得すること他の階級に比し遙かに多いに拘らず、其節約することも亦農工と選ぶ所がないから商店日々に興旺ならざるを得ない。以上商人の四徳については外國人何れも皆之を認めないものがないが、其信徳に至つても亦之を認むるだろうか。キツド教授の説に従へば『此徳を以て彼の國民の氣質の一に置くは實際を知らざるの論である。彼等は此徳に富まざるのみならず、寧ろ信義に乏しいと云つてよい。支那人の敵をして彼等を評せしめば、虚言、二心、不信、追従を凡て彼等の著しい惡徳とするだらう』とある。支那人氣質の著者として令名噴々たるスミスすら、支那人を凡て不信なりとし、幾多の例證を擧げて居る。然しこれは一般支那人に對しては兎に角商人に關する限り當つて居らない。從來支那に於ては合股の組織が家族に準じ、其股東が債務に對し連合無限の責任を負ふので、合股の資産の大小如何を顧みず、唯股東の資望に信賴して取引し、殆んど現金取引を見ることなく、現金取引と稱するものも五日乃至十五日拂の手形を用ひ、支拂期限二ヶ月に亘ることを常とする。親熟の間柄にては端午中秋に内拂を爲し年末に決濟するものが多い。そして其決濟に用ひらるるものは莊票と稱する無記名式約束手形であるが、錢莊は何等の擔保を徵收することなく、殆んど合股の要求するまゝに之を發行する。従つて信用が破らるるときは商業は行はれない。民信なくんば立たずと云ふことは正さに之を指すものである。それでギルドに於ては嚴罰を以て信用を維持せんと努め、商店も亦面子にかけて信用を損傷せないことを誓ふ。鉅萬の取引も片翰隻墨を用ひないで、立刻の間に成立し、何等の間違を生じない。我徳川時代の商人の借用證文の一節に借金を支拂はなかつた節に

は衆人中に於て笑つて呉れと書いてあるとて其信用の厚きことを嘆稱するものあるけれども、此位のことでは支那に於ては尋常茶飯であつて、若し借金を返済せないときには商人としての面子を失ふばかりでなく、ギルドから除名せられて衣食の途を無くするのだ。支那商人の諸徳の内信第一と言つても大過なからうと信する。

支那商人は利潤を追求する爲め、農工等を搾取するなど、嚴峻なる倫理觀より判斷せらるるときは、其不道徳を敢てすること枚擧に遑ないかも知れぬ。然しこれ等は合股其他の仲間以外、言ひ換ふれば道徳の行はるべき範圍外の行動であつて、彼等の不道徳としないものであるから、彼等を目して不道徳漢とする譯に行かぬ。彼等は家族にあつて家族道徳を守る如く、合股にあつて合股道徳に遵ふものだから、合股生活に商人道行はれて居るのだ。

三 職分と均分

支那上古の社會は、職分と均分とに依り、王道主義の生活を行はんとしたが、合股に於ても亦職分と均分とに依り合股生活を營まんとするものである。

支那商店は尖塔的段階組織であつて、能く上下の統制が保たれて居る。商店の最上位にあつて、君主乃至家長に比すべきものを、管事若くは掌權的と曰ふ。掌權的の下に營業經理の二部がある。小店にあつては掌權的直接兩部を指揮するが、大店にあつてはそれ／＼部長を置く。營業部は更らに外廻と販賣とに別れ、經理部も亦記帳と出納に別れ各々主任を設くる。其下に居るものは商業見習の學生である。學生は手工業者の徒弟と同じく、徒弟法に依り採用せられ、嚴峻なる訓練を受くる。徒弟の年期は三年であつて、一年の間教へても商人と爲る見込のないものを家に遣へ

し、見込のあるもの丈けを留める。年期満ちて留まることを願ふものを進めて手代即夥計と爲し、其材能や氣質に應じ、適切な職分を授ける。乃ち才氣あるものは營業部に入れ、謹密なものは經理部に入れる。其内顧客の應對巧みなるものを小賣手とし、貨物の收存に長ずるものを卸賣手とし、耳目靈動にして世務に通達するものを外廻とし、算筆に優れたるものを記帳係とし、手形現銀の鑑定に秀でたものを出納係とする。夥計たること數年であつて功勞と材能とあるものを擧げて股份同事と爲し、商店の利益分配に與ることを得せしめ、漸次其分配額を増加し遂に各部の部長に任ずる。その内信望あるものを選び、掌櫃的の缺を待つて其後任に薦める。其部署が我邦の舊式商店に似て居るけれども、我邦に比し分業が甚だしく、且つ固定的たるを免れない。掌櫃的は君主の如く、又家長の如く、身を以て衆を率ひ、店内の統一を圖らなければならず、各店員もそれ／＼職分を盡し互に扶け合つてチーム・ワークを遂げ、店の利益を増進することを要する。滿洲に於ける模範的合股として盛名ある天合盛は、店規の劈頭に『同人は道義に基いて結合し、全幅の精神を以て、天合盛の經營に當り、私利私益を營むことを得ず。又同人在職中は、自己計算の取引又は同種の商業を經營し、天合盛の公益を漁利するを得ず。』と定め、店友が自己の利益を追求することなく、天合盛の公益に奉仕すべきことを強調する。其掌櫃的母海曜も亦學生乃至夥計の教養に力を盡すのみならず、絶えず各支店を巡視してチーム・ワークを便にし、全體の平和統一に心を勞して居る。それで、天合盛に於ては、開店以來、店友は能く店規を守り私利を圖らず、欺偽横領等の事件なく、互に和合して、能く今日の隆盛を致したとのことである。然しこれは天合盛のみのことでなく、清代で名高い老舗は大概同様であつたと言つてよからう。

合股は假令職分社會であつても其分配が股東に厚くして店友に薄く、資本家をして従業員勤勞の結果を搾取せしむ

やうなことあつては利益社會に墮して仕舞ふ。それで何れの合股でも嚴密なる分配規定を設けて、均分主義に副ふやうになつて居る。乃ち決算期になれば店員の衣食勞銀其他諸費用を控除し、殘餘の利益を分配する。利益分配の方法は種々あるが大體二つに別けることが出来る。其一は利益金を股東と店友の間に一定の比率で分配するものであつて、東六西四、東西双五、東西六などと稱して居る。東は股東側を指し、西は店友側を指すものであつて、利益金を六と四、五と五、四と六の比率で双方に分配することを意味するのである。比率に差異あるのは股車の資望と店友の手腕とに顧み衡平を保つたものであつて、店友勤苦の結果合股の利益増加するに従ひ店友側の比率向上するものである。其二は東西各々股份即ち株式を持ち、股份に比例して利益を分配するものである。乃ち一股の金額を定め股東に對しては其出資額に應じ股份を與へ、店友に對しては身分功勞に準じ股份を給し、股東十股對店友六股、股東九股對店友十三股等區々であるが能く東西の均衡を保つ。當初店友中股份を給せらるるもの掌櫃的以下兩三人に過ぎないが、業務發展するに伴ひ、股份を給せられるものも増加する。例之滿洲の益發合の如き創業の際には股東十二股店友八股であつたが、遂に東十二股對西三十八股となつた。それで、合股には資本家の擗取と云ふ程のことが判ると思ふ。然らば店友側に於て社長重役格たる掌櫃的以下の幹部が下級店員を擗取することなからうか。第一方法即ち東西分配比率の定めあるものにあつては、掌櫃的より最下級の小夥に至るまで地位に比例して公平に分配さる。第二法即ち東西各々股份を持つものにあつては、掌櫃的二股に對し一股半、一股二分、八分、五分と云ふ風に緩徐的に差等を設け、店友の地位に應じ、利益を分配すること畧ぼ第一法と同じであるが、股份を給されない下級の店員が分配に與かないのを異れりとする。これは不公平のやうであるが、彼等とても饋送即ち賞與金とか、出店即ち小賣手数料とか、

長支即ち永久貸付とか種々の名義に依り、給料以外の收入あるのだから、幹部に依り搾取せらるるものと言ふ譯でなからう。かくて合股は其利益分配につき、能く勞資の均衡を保持し、店友の地位に比例せしめ、店友の店内に居住するものは勿論、店外に妻子と居住するものに對しても衣食に窮せざらしめ、以て彼等の生活を保障するものである。

合股は其店友に對し家族的に部署を定め、各々役割に應じ、合股の爲めに奉仕せしむるものであつて、各自の利益を追求し自由競争することを許さない。店友は學生より功勞を積み、順次立身して、遂に掌櫃的と爲ることを原則とし、其身分に應じ生活出来るやうに、直接衣食住や勞銀を支給せらるるの外、利益の分配に與るのであるから、階級闘争などは共產主義の横溢するまで絶無であつた。其職分と均分とにつき王道主義に悖らないと云ふも不可なからう。

四 合股は社に近し

合股は數人が共同して事業を經營することを契約することから成立することが出来る。それで法律家や商工經營學者各々其立場のみより觀察し、廣く合股の人的關係を顧みず、深く其淵源を窮めないから、之を單純な商事組合として仕舞ふ。支那のギルドは多少の差こそあれ營利行爲に出でないものなく、支那家族で百般の商業を營むもの亦頗る多いが、若し其人的關係や淵源を捨てて、商取引丈けを採れば、彼等を商事會社若は商事組合と看做しても差支ないかも知れぬ。従つて合股を研究するものは大に茲に注意して其眞面目を捉へなければならぬものと信ずる。

合股は、既に詳論したる如く、數人の兄弟が家業を繼續する方法に做つたのみでなく、實に家族生活をその儘移したものである。血縁のないものが家族制度に做つて組合即ち社を作るのと異なることないのである。社には家族道德に

擬した仲間道徳なるもの行はるる如く、合股にも亦之と同じく商人道徳なるもの行はるる。殊に合股内に行はるる職分と均分とは上古に存在した協同體社會の面影を存するものと言つて差支なからう。但合股は社と共通する點多いけれども、營利を本業とするので、資本主義の流行するに及び往々羅馬法の商事組合に酷似する點生するなど、社と同一に取扱ふこと出來難いものがある。周亡びて協同體社會が漸次衰頹して利益社會化し、今や纔かに周代社會の基礎たりし血縁・地縁團體に比すべき大家族、自然村落、各種のギルドなるもの残り、王道の遺風猶ほ茲に有して居ると云ふ有様であるから、社に近い合股に協同體社會性ありと言つて大過なからうと信ずる。